

沖縄県立離島児童生徒支援センターの設置及び管理に関する条例施行規則

平成27年10月27日

教育委員会規則第15号

沖縄県立離島児童生徒支援センターの設置及び管理に関する条例施行規則をここに公布する。

沖縄県立離島児童生徒支援センターの設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、沖縄県立離島児童生徒支援センターの設置及び管理に関する条例（平成27年沖縄県条例第51号。以下「条例」という。）の規定に基づき、沖縄県立離島児童生徒支援センター（以下「センター」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(管理の責任)

第2条 所長は、センターの施設、設備（備品を含む。以下同じ。）を管理し、その整備に努めなければならない。

(諸帳簿)

第3条 所長は、施設、設備に関する諸帳簿を整理し、その現有状況を明らかにしておかなければならない。

(施設の損傷等報告)

第4条 所長は、火災その他の事由により施設、設備の全部若しくは一部が損傷し、又は亡失した場合には、速やかに教育長に報告し、その指示を受けなければならない。

(警備防災の計画)

第5条 所長は、消防法（昭和23年法律第186号）第8条第1項の規定により防火管理者を定めたときは、教育長に報告しなければならない。

2 所長は、各年度の始めに警備及び防火その他の防災の計画を作成し、教育長に報告しなければならない。

(当直)

第6条 所長は、休日その他正規の勤務時間外において職員に輪番で日直又は宿直を命ずることができる。

2 前項に定めるもののほか、宿日直勤務については、沖縄県教育委員会職員服務規程（昭和47年沖縄県教育委員会訓令第4号）の定めるところによる。

(職員の服務等)

第7条 職員の服務、勤務時間及び勤務時間の割振りについては、別に定めるところによる。

(文書)

第8条 文書の処理については、教育庁等文書管理規程（昭和53年沖縄県教育委員会訓令第2号）の定めるところによる。

(定員)

第9条 センターの舎室（以下「舎室」という。）の定員は、120人とする。

(舎室に入舎する生徒の募集)

第10条 舎室に入舎しようとする者は、入舎願（第1号様式）を沖縄県教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の入舎願が提出された場合は、当該入舎願を提出した者が市町村立中学校に在籍するときは当該中学校を所管する市町村教育委員会に、それ以外の学校に在籍するときは当該学校の校長に、それぞれ意見を聴くことができる。

(施設の使用許可等)

第11条 条例第6条第1項の規定によりセンターの施設の使用の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、あらかじめ当該各号に掲げる書類を教育委員会に提出しなければならない。使用の許可を受けた者が許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

(1) 舎室 沖縄県立離島児童生徒支援センター舎室使用申請書（第2号様式）

(2) 交流室 沖縄県立離島児童生徒支援センター交流室使用申請書（第3号様式）

2 教育委員会は、施設の使用の許可又は変更の許可をしたときは、沖縄県立離島児童生徒支援センター施設使用許可書（第4号様式。第16条第2項において「使用許可書」という。）を申請者に交

付するものとする。

(誓約書の提出等)

第12条 舎室に入舎しようとする者は、入舎の許可を受けたときは、入舎の日までにその保護者等(保護者(学校教育法(昭和22年法律第26号)第16条に規定する保護者をいう。)その他のセンターに対して舎室に入舎している者(以下「舎生」という。)に関する責任を負う者として教育委員会が定める者をいう。以下同じ。)と連署した誓約書(第5号様式)を教育委員会に提出しなければならない。ただし、入舎を許可された者が独立の生計を営む成年者であるときは、入舎を許可された者が署名した誓約書を提出することをもって足りる。

2 舎生は、保護者等に変更があったときは、新たに保護者等となった者と連署した誓約書を教育委員会に提出しなければならない。

3 舎生は、保護者等の住所又は氏名に異動を生じたときは、速やかに教育委員会に届け出なければならない。

(退舎の手続)

第13条 舎生が舎室を退舎しようとするときは、あらかじめ所長を経て退舎願(第6号様式)を教育委員会に提出しなければならない。

(舎室の使用期間)

第14条 条例第8条第2項ただし書に規定する教育委員会規則で定める事由は、次に掲げるときとする。

(1) 舎生が、学校教育法第56条に規定する修業年限を超えて在学する場合であつて、舎室に空室がないとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が特別の理由があると認めるとき。

(交流室の使用時間)

第15条 交流室の使用時間は、午前9時から午後8時45分までとする。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、必要があると認めるときは、前項の使用時間を臨時に変更することができる。

(使用料の納付)

第16条 舎室の使用料は、毎月末日までに翌月分を納付しなければならない。ただし、使用を開始する日の属する月に係る使用料の納付時期については、入舎の日から起算して14日目を納付期限とする。

2 交流室の使用料は、使用許可書の交付を受ける際に納付しなければならない。

3 条例第9条第2項ただし書に規定する特別の理由があると認めるときは、次に掲げるときとする。

(1) 経済的事情その他の理由により徴収の猶予の必要があるとき。

(2) 国又は地方公共団体が使用するとき。

(3) 許可された使用時間を超過して使用するとき。

4 前項第1号の規定により使用料の徴収の猶予を受けようとする者は、沖縄県立離島児童生徒支援センター使用料徴収猶予申請書(第7号様式)を教育委員会に提出して、申請しなければならない。

5 前項の申請があった場合において、教育委員会は、徴収の猶予を認めたときは、沖縄県立離島児童生徒支援センター使用料徴収猶予承認書(第8号様式)を交付するものとする。

(使用料の返還)

第17条 条例第9条第3項ただし書に規定する特別の理由があると認めるときは、次の各号に掲げるときとし、返還する使用料の額は、当該各号に定める額とする。

(1) 天災その他施設の使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)の責めに帰すことができない事情により使用できなかったとき。 当該使用料の全額

(2) 使用料を減免された使用者が当該使用料を既に納入しているとき。 減免された使用料の全額

2 条例第9条第3項ただし書の規定により使用料の返還を受けようとする者は、沖縄県立離島児童生徒支援センター使用料返還申請書(第9号様式)を教育委員会に提出しなければならない。

(使用料の減免)

第18条 条例第10条に規定する特別の理由があると認めるときは、次の各号に掲げるときとし、当該各号に掲げるとおり減額し、又は免除するものとする。

- (1) 災害等により施設を使用できなかつたとき。 免除
 - (2) 経済的事情その他の理由により減額の必要があるとき。 5割
 - (3) 離島（沖縄振興特別措置法施行令（平成14年政令第102号）第1条の規定により定められた島をいう。以下同じ。）の児童生徒及びその引率者が教育課程に基づく教育活動として使用するとき。 免除
 - (4) 離島の伝統文化及び生活文化を児童生徒に発信し、又は継承する活動として使用するとき。 免除
 - (5) 国、沖縄県又は沖縄県内の市町村が主催又は共催する研修等であつて、離島の振興に資することを目的として使用するとき。 免除
- 2 条例第10条の規定によりセンターの施設の使用料の減額又は免除を受けようとする者は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、あらかじめ当該各号に定める書類を教育委員会に提出しなければならない。
- (1) 舎室 沖縄県立離島児童生徒支援センター舎室使用料減免申請書（第10号様式）
 - (2) 交流室 沖縄県立離島児童生徒支援センター交流室使用料減免申請書（第11号様式）
- 3 教育委員会は、使用料の減額又は免除を承認したときは、沖縄県立離島児童生徒支援センター使用料減免承認書（第12号様式）を使用者に交付するものとする。

（補則）

第19条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長の承認を得て所長が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、条例の施工の日から施行する。ただし、次項の規定は交付の日から施行する。（準備行為として行う申請に必要な申請書等）
- 2 条例附則第2項の規定により準備行為として行う入舎等の手続に必要な入舎願、申請書、許可書及び誓約書については、第10条、第11条及び第12条の規定の例による。

附 則（令和3年3月26日教育委員会規則第2号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年2月25日教育委員会規則第5号）

この規則は、令和4年3月1日から施行する。

第1号様式

(第10条関係)

保護者等

注 本人が独立の生計を営む成年者であるときは、保護者等の欄の記載は、不要である。

第2号様式

(第11条関係)

保護者等

注 1 本人が独立の生計を営む成年者であるときは、保護者等の欄の記載は、不要である。

2 病気、けが等緊急時に対応できる方の連絡先をできるだけ記載してください。

第3号様式

(第11条関係)

第4号様式

(第11条関係)

第5号様式

(第12条関係)

保護者等

注 本人が独立の生計を営む成年者であるときは、保護者等の欄の記載は、不要である。

第6号様式

(第13条関係)

保護者等

注 1 本人が独立の生計を営む成年者であるときは、保護者等の欄の記載は、不要である。

2 退学理由は、卒業、休学、留学、退学、アパート等への引っ越し等理由を記入してください。

第7号様式

(第16条関係)

保護者等

注 1 本人が独立の生計を営む成年者であるときは、保護者等の欄の記載は、不要である。

2 理由は詳細に記入し、理由を証する証明書を添付すること。

第8号様式

(第16条関係)

第9号様式

(第17条関係)

保護者等

注 1 本人が独立の生計を営む成年者であるときは、保護者等の欄の記載は、不要である。

2 使用料を納付したことを証明する領収書を添付すること。

第10号様式

(第18条関係)

保護者等

注 1 本人が独立の生計を営む成年者であるときは、保護者等の欄の記載は、不要である。

2 本人と生計を一にする保護者等(本人が独立の生計を営む成年者であるときは、本人)の市町村民税所得割額を証明するに足りる書類を添付すること。

3 家計急変等の事由を証明するに足りる書類を添付すること。

4 ※印欄は記入しないこと。

第11号様式

(第18条関係)

第12号様式

(第18条関係)